

小規模なプレハブの店舗などを 建築する場合でも、原則として 建築基準法に基づく 建築確認申請が必要です

(注意事項)

- ・建築物を建築する場合は建築確認申請が必要です。
- ・例えば、住宅の敷地内に小規模なプレハブの店舗を建築する場合でも、建築確認申請が必要です（プレハブの建物も「建築物」に該当します）。
- ・一部、建築確認申請が不要となる場合もありますが、その場合も建築基準法の規定に適合させる必要があります。
- ・建築する場所により建築基準法以外の手続きが必要となる場合があります。
- ・詳しくは下記窓口までお問合せください。